

名古屋市教育委員会定例会
(議会上程後公開)

平成 30 年 9 月 3 日
午後 4 時 00 分
教育委員会室

議 事

- 日程 1 第 15 号議案 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について
日程 2 第 16 号議案 平成 31 年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について
日程 3 第 17 号議案 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について
日程 4 第 18 号議案 魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画(第 2 次)の策定について
日程 5 平成 30 年度一般会計補正予算について
日程 6 指定管理者の指定について

出席者

杉 崎 正 美 教育長
野 田 敦 敬 委 員
船 津 静 代 委 員
梶 田 知 委 員
小 嶋 雅 代 委 員

教育次長始め、事務局員 27 名 ※傍聴者 2 名

(杉崎教育長)

それでは、日程第 5「平成 30 年度一般会計補正予算について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(大坪企画経理課長)

「平成 30 年度一般会計補正予算」についてご説明申し上げます。

予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条の規定により、教育委員会の意見が求められますので、説明資料を提出するものでございます。

資料を1枚おめくりいただき、説明資料をご覧ください。

内容は「学校のブロック塀撤去等の設計」1件です。

6月の大阪府北部地震において起きた事故の発生を受けまして、大規模地震発生時に倒壊のおそれがある学校のブロック塀等の撤去及び金属フェンス等への改修に向けた設計を実施するものでございます。

「2 内容」の(1)、(2)にございますように、対象校は、小学校8校、中学校7校、高等学校4校で、今回の改修は道路境界に面していない建築基準不適合のブロック塀及び高い位置にある、2.2m以上のところにあるブロック塀が対象となっております。

なお、規模の小さなものについては、既存の予算を活用して改修を進めてまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(杉崎教育長)

これでどれくらいの距離数、というか、これで全体のどれくらいが改修できるの。

(学校整備課長)

今回お手元にありますこの学校数のメーターを足し上げますと、1,811mということになります。

(杉崎教育長)

全体はどんなもんでしたか。

(学校整備課長)

全体がですね、13,000mですので、全体の中で占める率としては14%ほどということになります。

(杉崎教育長)

残りはどうするの。

(学校整備課長)

今回、教育委員会は他の局よりかなり先に行っていてまして、例えば、これは基準不適合だけなんですけど、私どもとしては、劣化も含めて調査しておりますし、それから、俗に言う万代塀、これもすべて調査してございます。

先ほど申し上げた、13,000mというのは全て万代塀も含めたメーター数でございます。

今回、教育委員会が先を行っているものですから、ちょっと他の局との整合性も含めて、これだけしか補正予算の要をしていないわけですがけれども、国に対してはですね、補助金をもらうべく、既に4,900mほどエントリーしております。

国の補助採択の内示がありましたら、また改めて国の補助金をもらいながらの補正予算というのを構えて、なんとか早く全廃に向けて走ってまいりたいと考えております。

(小嶋委員)

ひとつ確認です。前回もお聞きしたと思うんですが、危険性の高い道路に面したものはもうすでに適切に撤去されているということですよ。

(学校整備課長)

そのとおりでございます。

まず通学路に面したものはすぐにやりました。それから、道路に面した基準不適合のものもすでに改修済みでございますので、今回のものは、敷地内にある、あるいは民地との境にあるものということでございます。

(杉崎教育長)

他、よろしいですか。他にないようですので、日程第5「平成30年度一般会計補正予算について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、最後になりますが、日程第6「指定管理者の指定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(片岡文化財保護室長)

平成31年3月に竣工を予定しております、名古屋市志段味古墳群歴史の里の指定管理者の指定につきまして、ご説明いたします。

本件は、指定管理者の指定にあたりまして、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があることから、教育委員会のご意見をお聞きするものでございます。

候補者の選定は、公募によりまして、応募がありました5者について、外部有識者5名で構成する指定管理者選定委員会が審査を行いました。

条例に定めます選定基準である「平等利用の確保」、「施設の設置目的の効果的達成」、「管

理経費の縮減」、「物的及び人的能力」などについて書類審査やヒアリング審査を行い、その結果、指定にかかる候補者といたしまして、資料に掲げております「しだみの里守グループ」を選出いたしました。

指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。以上の内容を、9 月市会に議案として提出いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。説明は以上です。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、なにかご質問等ありましたらお願いいたします。

(小嶋委員)

5 者の中から、こちらが選ばれた一番大きな点というか、特徴といったものを簡単に説明いただけるとありがたいです。

(文化財保護室長)

選定項目の中では、特にここの施設でどういった事業に取り組むかという、事業の中身のところに力点を置いて審査をいたしました。それに基づきまして、各候補者から書面での企画とヒアリングでのやりとりがあったんですけれども、この選定された「しだみの里守グループ」はヒアリングのところで高い点を獲得しておりまして、例えば、学術的なものに裏打ちされたしっかりとした事業の提案であるとか、それから、地域と共に歩んでいくというか展開していくと、そういった事業の企画といったものが非常に的確にヒアリング審査の中でお答えがありまして、その点がかなり評価につながったものではないかと認識しております。

(船津委員)

今の説明、大変良くわかりました。今回の議事で、これを異議なしとするかどうかのときに、小嶋委員のご質問は妥当であったのですが、市政記者クラブに出していただいているものには、今お話しいただいたような資料がちゃんとついているので、非常にわかりやすいのですけれども、この 1 枚だけいただいて、今のお話なのだったら、この市政記者クラブに出しているくらいのものを付けていただけると審議するときにやりやすいかなという風に思いますのでお願いしたいです。

(杉崎教育長)

参考ということで、指定管理者の選定とか指定とか理解していただくためには付けた方がいいかな。

(百合草総務課長)

申し訳ありません。私どもの指導が足りませんでした。今後は指定管理者の審査におきまして、わかりやすいように参考資料としてお付けさせていただきますのでよろしくお願いします。

(小嶋委員)

前回ご説明はいただいているんですけれどね。

(梶田委員)

ちょっと確認なんですけれども。我々はこれの審議を求められているのは、この業者を選ぶということについて審議を求められているのか、この理由にあるように、「指定管理者を指定する場合においてあらかじめ議会の議決を経る必要がある」ということを求められているのか、どちらなんですかね。もし、この業者を審議案として、この業者でいいですかということを諮られているのであれば、資料があって当たり前であって、この議案書だけでは、不備なような気がするんですよ。どちらなんですかね。

(杉崎教育長)

地教行法というこの法律に基づいて教育委員会に意見を求められているということではあるんですけれど、この意見というのがどこまでかというところですね。

(百合草総務課長)

今法律としては教育長がおっしゃったとおり、市長が議案を提案するものですから、市長が提案するものに関して事前に、教育委員会所管のものですから、市長の方から教育委員会に提出してもいいかと照会がかかるというのが手続き上の話であって、議案提出権自体は市長になるものですから、そこで教育委員が反対だとおっしゃっても市長としては出せる立場にはなりますので。ただそうはいっても事実上は教育委員会から資料を提出して議案をお願いしますということになりますので、そこは法律と実態が合わない部分でございしますが、事実上ここでご審議いただいているというような状況でございます。

(梶田委員)

よくわかりました。ここを飛び越してはいかんよというふうにしなければならないわけですね。

(船津委員)

でも、どうしてここだよということはスルーしてきたんではなくてちゃんとわかっているんだよということはいりますね。

(杉崎教育長)

この議案自体は市長が出しますけど、これから教育委員会の事業としてやっていくわけですから、きちんともう少し詳しく。

では、他はよろしいですか。日程第6「指定管理者の指定について」は、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これで、本日予定の案件は全て終了いたしました。

以上で教育委員会の定例会を終了いたします。

午後4時42分終了